

## 日本における世界史教育の歴史（Ⅱ－２）

### — 三分科制の時代 2. —

History of World History as a Subject of School Education (Ⅱ-2):

On an Age When World History was Divided into Oriental History and Occidental  
History 2

岡崎 勝世\*

OKAZAKI Katsuyo

アジア・太平洋戦争前の日本では世界史教育は主に中学校で行われ、1872年に始まる「万国史の時代」から1902年以後は国史・東洋史・西洋史の三教科からなる「三分科制の時代」に移行し、ファシズム期（1931～1945）になると、国史は勿論、東洋史、西洋史に対しても皇国史観が支配を確立していった。その出発点となったのが、昭和6年に定められた「中学校教授要目」であった。そこでは国民精神の涵養が唱えられ、皇国史観に基づいた日本史が中心のカリキュラムが組まれた。そのなかで東洋史は殆どその独立性を奪われたが、また西洋史も従来になかった規制を受けるようになった。但しこの規制に対して東洋史の教科書はなお伝統的中国王朝史を守ろうとし、また西洋史教科書にも対応にばらつきが見られた。この意味で、ささやかだがなお執筆には自由が残されていた。

キーワード：世界史教育、国史・東洋史・西洋史三分科制の時代、皇国史観

はじめに

第一章 三分科制確立期に於ける世界史教育（1902、明治35～1931、昭和6）

第一節 明治後期の世界史教育（1902、明治35～1911、明治44）

1. 教育・研究体制に於ける三分科制の確立
2. 「中学校教授要目」（明治35）と教科書
3. 世界史の試み(1)－「世界史」の登場－

第二節 大正デモクラシー期の世界史教育（1911、明治44～1931、昭和6）

1. 「中学校教授要目」（明治44）と教科書
2. 世界史の試み(2)－齋藤斐章の場合－ （以上、第35巻 第2号）

第二章 「ファシズム期」における世界史教育（1931、昭和6～1945、昭和20）

第一節 昭和初期（戦前期）の世界史教育 — 昭和6年の「中学校教授要目」と教科書 —  
（1931、昭和6～1937、昭和12） （以上、本号）

\*おかざき・かつよ、埼玉大学教養学部名誉教授、ドイツ近代史・史学史

## 第二節 大戦期の世界史教育（1937、昭和12～1945、昭和20）

1. 「中學校教授要目」（昭和12）と教科書
2. 国定教科書の時代
3. マルクス主義の浸透

おわりに

## 第二章 「ファシズム期」における世界史教育（1931、昭和6～1945、昭和20）

本章の起点は1931（昭和6）年の「中學校令施行規則」の改正（1月10日）と「中學校教授要目」（2月7日に公布、以下では「昭和6年要目」）であるが、同年の9月18日には関東軍による柳条湖附近での南満州鉄道爆破事件によって「満州事変」が勃発している。この事件はまた、政治上、日本における「ファシズム期」の始点とされるのが通例であるから、本章が対象とするアジア・太平洋戦争終結までの時代全体は、「十五年戦争」の時代であったと同時に、「ファシズム期」に覆われている時代にあたる。

「ファシズム」が全面的に展開される時代への転機とされるのが「二・二六事件」、（1936）であるが、翌1937（昭和12）年3月27日、新「中學校教授要目」が公布されている。そして次第に拡大した戦争が日中戦争、アジア・太平洋戦争へと進む転機となったのが、同年7月の「盧溝橋事件」であった。こうしたことから、本章を「昭和12年要目」以前の「昭和初期（戦前期）」（第一節）、及びそれ以後の「大戦期」（第二節）の二つの時期に区分し、本稿ではその第一節について述べることにした。

### 第一節 昭和初期（戦前期）の世界史教育

#### 一 昭和6年の「中學校教授要目」と教科書 — （1931、昭和6～1937、昭和12）

第一次世界大戦で戦勝国の一員となった日本は、国際連盟の常任理事国となるなど、高い国際的地位を獲得していた。しかし、1922（大正11）年にいわゆる「ワシントン体制」が成立して以後は、日本の軍部はアメリカの中国進出への警戒と不満とを強めた。また、国際協調を重視し軍縮を進めようとする政府への批判も強め、なかには、クーデタによる国家改造を模索するものも現れた。さらに、「満蒙問題」が深刻化すると、軍部は次第に政府の意向を無視した行動を行うようになった。それは張作霖爆殺事件（1928、昭和3）から、さらには南満州鉄道爆破事件へと連なっていくことになる。

国内では、原敬によって政党内閣時代が開かれたもののその後二つの非政党内閣が続き、1924年に貴族院を後ろ盾とする清浦奎吾内閣が成立するに及び、これに反対する「第二次護憲運動」が起こった。その結果政党内閣が復活して加藤高明内閣（第1次、1624-1925）が成立し、1925年には衆議院選挙に於ける男子普通選挙権（25歳以上の男子）が実現した。また政党政治も1932年まで続き、「大正デモクラシー」の時代が続いていく。とはいえ、朴烈事件では野党が国体に係わる問題として若槻内閣を攻撃し、1927年、内閣不信任案を提出している。政党政治と

はいつでも、日本の政党はイギリスのような君主権制限への道ではなく、軍部や右翼の唱える、「国體」を大前提とする政治運営へと進みつつあった。

他方では、関東大震災（1923、大正 12）後間もなく起こった金融恐慌、金解禁と世界恐慌の波及（1930）など、うち続く不況を背景に労働運動、社会主義運動が広がった。小作争議も第二次高揚期を迎えており、当時は、社会不安が高まっていた時期に当たっている。これに対し「普通選挙法」成立直前に「治安維持法」が定められ、制定された 1925（大正 14）年のうちにいわゆる「学連事件」で早くもその最初の適用が行われ、以後、十五年戦争の激化につれて本来の対象だった社会主義運動、労働運動以外にも適用範囲を広げて、軍国主義的支配の大きな支柱となっていく。

教育関係では、ワシントン体制下での軍縮にからめて、中等段階以上の諸学校での軍事教練が導入されている。1925（大正 4）年 4 月に「陸軍現役将校学校配属令」が公布され、軍縮（四個師団廃止）への見返りとして中等段階以上の諸学校に陸軍現役将校を配属し、その指導下で軍事教練を行うことにしたのである。これに先立って同じ 4 月に「中学校令施行規則」が改められ、中学校では体操の授業時数を週 3 時間から 5 時間に増やし、その増加許容時数も「三時間以内」から「適宜」に変えられている。山本（2014：260）によれば、8 月までには一千人を越える現役将校の配属が完了し、本格的に軍事訓練が施されるようになった。

#### 「中学校令施行規則」の改訂

「中学校令施行規則」と「昭和 6 年要目」はこのように軍部が他を圧して次々と要求を実現していく状況の中で定められ、ともに、「軍部ファシズム」強化の一翼を担っている。

新たな施行規則の特徴の第一点としては、「道德教育及國民教育」を教育全体の目的として明示したことが挙げられる。形式上も、従来冒頭に置かれてきた「學科及其ノ程度」を第二章に下げて「第一章 生徒教養の要旨」を新設し、第一条で、中学校では「一層高等ノ程度ニ於テ道德教育及國民教育ヲ施シ生活上有用ナル普通ノ知能ヲ養ヒ且體育ヲ行フヲ以テ旨ト」するとされ、この際に特に留意すべき事項として四項目を挙げ、その第一では、下のように言われている。

教育ニ關スル勅語ノ趣旨ニ基キ學校教育ノ全般ヨリ道德教育ヲ行ハンコトヲ期シ常ニ生徒ヲ實踐躬行ニ導キ殊ニ國民道德ノ養成ニ意ヲ用ヒ我ガ建國ノ本義ト國體ノ尊嚴ナル所以トヲ會得セシメ忠孝ノ大義ヲ明ニシ其ノ信念ヲ鞏固ナラシメンコトヲ期スヘシ

ここに掲げられている教育目標はこれまでも折に触れて言われてきたことではあるが、今回は、中学校教育全体を規定する基本文書に、その最重要事項として「道德教育及國民教育」が掲げられ、「建國ノ本義ト國體ノ尊嚴」を会得し、「忠孝」の信念の鞏固な臣民を育成することが明記されたのである。

第二の特徴は、二種の課程を置いていることである（第二章 學科及其ノ程度、第二条）。もともと中学校は「中等以上の國民」の養成のために「高等普通教育」を施すことを任務とし

ており、具体的には進学者の教育と卒業後社会に出る実務者の養成との二つの役割を担っていた。しかし実情はより高等な学校の予備校となっていて、このことが常に問題とされてきた。今回は、その改善策として、実務者養成のための第一種課程と進学者のための第二種課程の二課程を各中学に置くこととしたのである<sup>1</sup>。だが第一種課程は、最大が昭和9年の30%と、やはり希望者が少なかった。このため各中学校が成績によってこれへの編入を強制したから、第一種課程は「中学生の嫌悪的になった」（名倉、2000：166）と伝えられている。

第三に、歴史については、「歴史上重要ナル事蹟」を教えるだけでなく、「特ニ我國運進展ノ迹ヲ詳ニシ建國ノ本義ト國體ノ尊嚴無比ナル所以トヲ知ラシメ大義名分ヲ明ニシ國民精神ヲ涵養スルヲ以テ要旨トス」（第八条）とされた。

これに続いて歴史を「國史」と「外國史」に分け、下のように定めている。

歴史ハ國史及外國史トシ國史ニ於テハ國初ヨリ現時ニ至ルマデノ重要ナル事蹟ヲ授ケ建國ノ體制、皇統ノ無窮、歷朝ノ鴻徳盛業、政治、經濟、産業其ノ他文化ノ發達、對外的關係等ニ關シテハ特ニ意ヲ用ヒテ之ヲ授ケ外國史ニ於テハ世界大勢ノ變遷ニ關スル事蹟ヲ主トシ著名ナル諸國ノ興亡、文化ノ發達及我國運ノ進展ニ關係アル事蹟ノ大要ヲ知ラシムベシ

「外國史」を含む歴史全体が皇国史観による教育を通じて「國民精神ヲ涵養スル」こととされ、更に念を入れて、「國史」では「建國ノ體制」以下、細部にわたってその内容が指定されている。

### 甲乙二案からなる新要目

「中學校令施行規則」が改訂された一ヶ月後、「昭和6年要目」が公布された（表Ⅱ・17）。その第一の特徴は、甲乙の二案が提示されていることである。二案は最初に国史から始めるか外国史から始めるかが相違するが、共に最後は国史で終わる。ただし、甲乙両案に向けた共通の「注意」では、国史については「國史ヲ授クルニハ特ニ我が國體ノ特異ナル所以及大義名分ヲ明ニスルコトヲ主トシ…」と述べ、外国史についても、「外國史ヲ授クル際各國家ノ國體國民性等ニ就テハ其ノ我が國ト異ナル所以ヲ明ニシ生徒ヲシテ誤解ヲ生ゼザラシメンコトヲ期スベシ」と言う。国史が直接「國體の特異なる所以」を教育し、外国史はそれを中国、西欧諸国の制度や国民性との比較を通じて教え、両者相伴って、国民精神の涵養に資することを求めているのである。

このうち甲案については、前稿で見た「明治44年要目」が東洋史を第三学年で教授すると

<sup>1</sup> 第4学年から第一種課程と第二種課程に分かれ、各課程では下のように両者に共通の「基本科目」と、課程により異なる「増加科目」とを合わせて履修することとされた。

基本科目；修身、公民科、國語漢文、歴史、地理、理科、作業科、體操  
増加科目

第一種課程；國語漢文、外國語、數學、理科、圖畫、音樂ノ中適宜其ノ數科目及實業ヲ増科  
第二種課程；國語漢文、數學、理科、圖畫、音樂ノ中適宜其ノ數科目及外國語ヲ増科

していたのに対し今回は第二学年からに早めている点が異なっているものの、日本史から始めて東洋史、西洋史の順に教えて第五学年で国体論を中心に総まとめを行うという順序は、同一である。これに対し乙案は、東洋史、西洋史の順に教え、三年生の二学期以後はすべて国史とするという、従来見られなかった順序での授業を提案している。この順序については、従来、中川（1937：49）に拠って、当時歴史教育法の専門家として指導的地位を占め、かねてから「世界史」の教育を主張するなど、歴史教育の改革を唱えていた東京高等師範学校教授の齋藤斐章の提案によるものとされてきた<sup>2</sup>。しかし奈須（2000：13）は、文政審議会での文部省の説明

表Ⅱ・17 「中学校教授要目」（昭和6）

【甲】	
第一学年	毎週二時
国史	神代 神武天皇ノ創業 皇威ノ發展 文物ノ傳來 蘇我氏ノ專權及其ノ滅亡 政治上ノ革新 奈良奠都 藤原氏ノ擅權、中央及地方ノ狀況 平安時代ノ文化 院政 源平二氏ノ興起 平氏ノ擅權及其ノ滅亡 鎌倉幕府ノ創立 鎌倉時代ノ文化 鎌倉幕府ノ越權、承久ノ變 建武ノ中興 吉野ノ朝廷 室町幕府ノ創立 …… ～ 大政奉還 明治維新明治大正時代ノ内治 明治大正時代ノ外交 明治大正時代ノ文化 現代ノ情勢
第二学年	毎週一時
外國史（東洋史）	上代ノ支那 周代ノ文化 箕子ノ朝鮮 孔子ト儒學 諸子百家 秦ノ興亡 前漢ト後漢 朝鮮半島ノ變遷 漢代ノ文化 佛敎ト其ノ東傳 三國 南北朝ト其ノ文化 隋ノ統一 唐ノ興隆 唐代ノ文化 北宋ト南宋 元ノ興起 明ノ興起 李氏ノ朝鮮 西力東漸
第三学年	毎週二時
外國史（東洋史）	第一學期 毎週一時 清ノ興起 西洋諸國ノアジア經略 清國ト我が國 中華明國
外國史（西洋史）	第一學期 毎週一時、第二・第三學期 毎週二時 古代東方諸國 ギリシャトローマ キリスト敎 ゲルマニヤ、アラビヤ諸民族ノ活動 封建制度トローマ法王 十字軍ト其ノ影響 新航路ノ発見 文藝復興 宗教改革 諸國家ノ興隆ト殖民地經營 北米合衆國ノ獨立ト其ノ發達 近古ノ文化 フランス革命ト其ノ反動 近世歐洲諸國ノ隆盛ト其ノ國民性 近世文化ノ進歩
第四学年	毎週二時
外國史（西洋史）	第一學期 毎週二時 列強ノ世界政策 歐洲大戰 大戰後ニ於ケル列國ノ現勢 現代文化ノ趨勢 世界ニ於ケル我が帝國ノ地位
國史	第二・第三學期 毎週二時 建國ノ體制 上代ノ文化 律令ノ制定 奈良平安時代ノ文化 武士ノ興起ト武家政治 武士道ノ起源及其ノ發達 室町時代ノ世相 國民ノ海外發展ト西洋文化 戰國諸雄ト皇室
第五学年	毎週二時
國史	江戸時代ノ内治外交 江戸時代ニ於ケル諸藩ノ治 王政復古ノ由來 明治ノ新政 明治大正時代ノ文化 現代國勢ノ一般ト國民ノ覚悟
【乙】	
第一学年	毎週一時
外國史（國史ヲ背景トシタル東洋史）	支那ノ開國 周 孔子 秦 漢、三國 漢字漢學ト我が國 釈迦佛敎ノ傳播 隋・唐 唐ノ文化ト我が國 宋 宋ノ文化ト我が國 元・明、西洋トノ關係、朝鮮 元明ト我が國
第二学年	毎週二時
外國史（國史ヲ背景トシタル東洋史）	第一學期 毎週一時 清 西洋人ノアジア經略 清國ト我が國 中華明國 東洋ニ於ケル我が國
外國史（西洋史）	第一學期 毎週一時、第二・第三學期 毎週二時 古代東方諸國 ギリシャトローマ ゲルマニヤ民族ノ建國 サラセン帝國トマホメット キリスト敎會ト封建制度 十字軍 新航路ノ発見 文藝復興ト宗教改革 諸國家ノ興隆ト殖民地經營 北米合衆國ノ獨立 近古ノ文化 フランス革命 ナポレオン一世 英國ノ隆盛ト其ノ國民性 佛國ノ隆盛ト其ノ國情 イタリア王國ノ建設 ドイツ帝國ノ建設ト其ノ國民性 ロシヤ帝國ノ發展ト其ノ國勢 近世文化ノ進歩
第三学年	毎週二時
外國史（西洋史）	第一學期 毎週二時 列強ノ世界政策 歐洲大戰 大戰後ニ於ケル列國ノ現勢 現代文化ノ趨勢 世界ニ於ケル我が帝國ノ地位
國史	第二・第三學期 毎週二時 建國ノ體制 皇威ノ伸張 上古ノ社會組織・國民思想・風俗 朝鮮半島トノ關係、文化ノ進歩 ～ 室町幕府 支那及朝鮮トノ交通 室町時代ノ文化 戰國時代ノ大勢 西洋人ノ渡來ト西洋文化ノ輸入
第四学年	毎週二時
國史	織田豊臣二氏ノ統一ト其ノ時代ノ文化 江戸幕府、社會組織 ～ 明治維新 ～ 帝國ノ世界的地位ト國民ノ覚悟
第五学年	毎週二時
文化ヲ主トシタル國史概説	國體ノ精華 社會組織ト國民思想ノ淵源 大陸文化ノ輸入ト國民生活ノ展開 外來文化ノ同化、平安時代文化ノ交流 武士ノ勃興ト國民精神ノ發達 宋元明トノ交通ト新文化ノ輸入 國民ノ海外發展、西洋文化ノ輸入 武家中心ノ社會組織 鎖國後ニ於ケル文化ノ發達 經濟・産業ノ進歩、都市・交通ノ發達 尊皇思想ノ勃興ト王政 西洋文化ノ輸入ト新生活ノ展開 政治・制度ノ發達 學問・藝術ノ進歩 産業ノ發達ト社會上ノ變化 我が國際的地位ノ向上 帝國ノ現勢ト其ノ世界的使命

<sup>2</sup> 齋藤斐章については岡崎（2018）も参照されたい。なお、そこでは1914（大正3）年に開催され、彼が中心的役割を果たした「全国地理歴史教員協議会」における文部省への答申について、答申が師範学校で実現した年を昭和6年としていたが、既に大正14年の「師範学校教授要目」実現しているため、ここで訂正しておきたい。

では文部省が歴史教育の実際家 4、5 人、特に府立一中の東恩納寛惇に意見を聞いたことを明らかにしていることから、「斎藤の長年の主張を踏まえつつも、その意見が直接通ったというより、当時の文部省が強い意向を持ち、東恩納寛惇など中等学校教員の意見を参考に作成したと考えたほうが、より実際の動きに近いのではないと思われる」としている。また、歴史だけではなく、地理、数学、理科などでも甲・乙二案が示されていたことも、付け加えておかなければならない<sup>3</sup>。この歴史での二案の提示については文政審議会では批判者が多く一本化が求められたが、文部省は当初の方針を譲らなかった。だが、現実には、乙案を採用した中学校は少なかった。乙案は最初こそ地理歴史協議会などが推薦する動きがあったものの、全体の動向には、1934（昭和 9）年、全国高等学校校長会議が歴史の入学試験は「甲」、地理は「乙」によって実施すべきと決定したことが大きな影響を与えたようだ。文部省の調査でも、1935 年 4 月現在で、甲 507 校、乙 46 校と甲案を採択する中学校が圧倒的に多く、この調査結果から、文部省も歴史の入試は甲案によるとしたのであった<sup>4</sup>。また、次期の教授要目では歴史が一本に戻されるのも、同じ理由からであろう（後述）。

### 「國史」中心の歴史

今回歴史に配分された授業時間数を「明治 44 年要目」のそれと比較すると、総数は変わらないが、日本史の授業時間数が増大した。甲案も乙案も同様に、日本史に通年週 1 時間分が加えられたのである。その増加分は東洋史と西洋史から供出するほかなく、西洋史の第一学期週 1 時間、東洋史の第二・三学期週 1 時間を削減することで埋め合わせたのである<sup>5</sup>。

時間配分に既に現れているが、新要目の特徴は、「國史」中心の歴史とすることができる。そしてその「國史」自体は、幾重にも「建國ノ本義ト國體ノ尊嚴無比ナル所以」の教育を謳うものであった。即ち「歴史」全体は、皇国史観に基づく「國史」中心の歴史であった。

甲案でみると、「國史」が神代から開始されることは勿論だが、そこにはこれまでになかった要目が見られる（表Ⅱ・17）。「藤原氏ノ擅權」、「平氏ノ擅權及其ノ滅亡」、「鎌倉幕府ノ越權」などは、「明治 44 年要目」では各々「攝政・関白」、「源平二氏ノ隆替、平氏ノ滅亡」、「源

<sup>3</sup> 他に二案示されている科目には、図画、実業（農業、工業、商業、実業）があった。これに対し修身、公民科、国語漢文、外国語、音楽、作業科は一案のみであった。

<sup>4</sup> 那須（2000：9）。なお文部省は乙案の提案理由を 4 年制中等教育の場では甲案は国史教育が中途半端になるからとしていた。一方鎌田（1953：71）には、「四年制の中女学校（四年制は女学校の方が多かった）はもちろん乙案…を採用した」との指摘がある。

<sup>5</sup> 三科目に配当された週毎の時数は下の通りである。

	一年	二年	三年	四年	五年
<甲> 国史 東洋史 西洋史	2	1	1 学期 1 1 学期 1 2.3 学期 2	2.3 学期 2 1 学期 2	2
<乙> 国史 東洋史 西洋史	1	1 学期 1 1 学期 1 2.3 学期 2	2.3 学期 2 1 学期 2	2	2

※乙案「國史ヲ背景トシタル東洋史」を「東洋史」と表記



頼朝・鎌倉幕府、守護・地頭」となっていた。いずれも本来在るべき「國體」を貴族や武士がその越権行為によって歪曲・毀損した政体との意味を、表現自体で示しているのである。

「國史」中心があからさまに示されているのは、「歴史」の前文における、外国史に関する下のような規定である。

外國史中東洋史ハ我ガ國ノ文化ニ直接重大ナル關係ヲ有スル事實人物ヲ主トシテ教授シ西洋史ハ西洋文化ノ性質及發達ヲ概括的ニ授クルト共ニ列國ノ國民性ニ就キ其ノ由来ヲ知ラシメ且我ガ國ノ文化ニ影響セル顯著ナル事實及世界大勢ノ變遷ニ關スル事蹟ニ重ヲ置クモノトス

この規定で東洋史に求められているのは、「我ガ國ノ文化ニ直接重大ナル關係ヲ有スル事實人物ヲ主トシテ教授」することだけである。東洋史は独自の存在ではなく、「我ガ國ノ文化」との関係で重要な事項を教える教科に過ぎないのである。上で見たようにもともと少なかった授業時間数が更に削減されたのもこのゆえであろう。当然授業内容も大幅に削減され（後述）、その結果は、「三分科制」は、少なくとも東洋史に関しては形骸化したと言ってよいであろう。これに対し西洋史は一応旧来の内容をほぼ確保しており、独自の分野としての従来からの位置付けはなんとか維持している。とはいえその西洋史も、文部省訓令（第2号、昭和6）で「歴史ニ於テハ外國歴史ヲ稍簡略ナラシメテ國史ヲ一層精深ニ」したと述べているように、簡略化を迫られている。そして、東洋史とともに、「各國家ノ國體國民性等ニ就テハ其ノ我ガ國ト異ナル所以ヲ明ニ」することを通じて、「我ガ建國ノ本義ト國體ノ尊嚴ナル所以トヲ會得セシメ」ることを求められている。

乙案には露骨な皇国史観を感じさせる要目は見られない。しかし、乙案を齋藤斐章の案によるものとする中川（1937：49）は、この進め方こそが「国体の明徴と教学の刷新」をなすと評価している。実際、齋藤斐章は、前稿でも述べたように、日本史中心主義と、そのための東洋史簡略化を唱えていたし、乙案の「外國史（國史ヲ背景トシタル東洋史）」という表現はこの齋藤の主張に通ずるものであった。また、「外国史（東洋史）」と表示している甲案が形の上では従来の東洋史のあり方を引き継いでいるのに対し、乙案は皇国史観教育をより徹底したカリキュラムであり、それだけ、東洋史の地位を低めた案だったと言えよう。

### 東洋史の地位の一層の低下と批判

こうした東洋史の地位の低下は、具体的な要目の編成にも現れている。これを甲案の内容で見ると、「明治44年要目」が38の要目から成っていたのに対し23となっており、大幅に削減されている。もともと「明治44年要目」自体も東洋史を「支那ヲ中心トセル東方諸國」と呼び変え、「尋常中学校歴史科ノ要旨」（1894、明治27）で那珂通世が提唱した「東洋史」から既にかなり後退したものであった<sup>6</sup>。ところが今回は、その「明治44年要目」に存在した「東

<sup>6</sup> 岡崎（2018）、54頁以下を参照されたい。

西ノ交通、マルコポーロ、「元ノ衰亡、諸汗國ノ盛衰、帖木兒」すら消滅したほか、「西域トノ交通、印度、佛教ト其ノ東傳」に、「莫臥兒帝國、葡萄牙人ノ来航、通商及宣教」から「莫臥兒帝國」が削除されて他は「西洋諸國ノアジア経略」に移されるなど、中央アジア、西アジア、インド史やイスラム圏に関する要目が削除されている。中国史についても、「明治44年要目」にあった「三國、晋ノ統一」が「三國」のみに、そして「胡族ノ侵入」、「唐ノ衰亡、五代」、「渤海・遼・金」などが、削除されている。つまり、イスラム圏などが要目から抹消されただけでなく、中国の歴史についてすら、もはやその全体を通史的に記述することが求められなくなっている。「東方万国史」という「東洋史」提唱時の目標は、もはや遙か過去のものになってしまったと言えよう。

こうした東洋史の改変に対する最も重要な批判は、桑原隲蔵の弟子で当時東京文科大学助教教授だった有高巖（1884-1968）の論考であろう。有高（1932：2-9）の議論の根底にあるのは東洋史に対する「殆ど國史の附属物又は補助科學」の扱いへの批判であり、東洋史も西洋史同様に独自の使命を有するとの主張である。だがこれに劣らず重要なのは、教科書が時勢に適合していないとの批判と提案である。「滿洲上海事件」後の最近の日本の重大な局面を踏まえて東洋史教科書を「時勢に適合するものとなし、…國民の腦裏に現今の東洋を知る基礎的の切要なる知識を歴史上から授けて、彼等の將來に於ける活動と、我が國家の進運とに資しなければならぬ」とし、改善すべき点を三点挙げている。「古代と中世を今少し簡略にして近世と現代を一層詳細にすること」、「政治軍事に偏した従来の態度を改めて、今少し社會の實質に觸れしめること」、第三に中国、印度だけでなく「印度支那、比律賓」や当時委任統治領だった「南洋諸島」、「外蒙古や西藏」を列举しつつ、これらの諸地域を含めて「近代東洋の歴史を多面的に説明すること」を挙げている。この最後の主張については、後の「大東亞共榮圈」に合致する地理的範囲を対象として挙げている点では「おそらく有高が最も早かったのではないか」とも指摘されている（那須、2001：24）。さらに、従来からの東洋史に対する批判、即ち地名・人名などの過多による難解さや「無味乾燥」等々の批判に対しては記述の簡略化を提案し、「特に地名、人名、又は特別の史的名辞の如きものや箇々の事件等を思い切つて省略しこれを一層重要な事實の説明に充て」ること、しかし、興味と実益も兼ねて、孔子や釈迦はもちろん、諸葛亮、顔真卿、岳飛その他の伝記や逸話などは、本文とは區別して、「細字」で記述すべきだとも述べている。以上については以後の他の論文で繰り返されているが、その後、近年の発掘の記述も求めるようになった<sup>7</sup>。

彼は次の「昭和12年要目」の策定に関与し、主張した改善点の一部を実現していくことになるが、これについても、また彼自身による教科書についても、追々紹介することにしたい。

#### 「昭和6年要目」と東洋史教科書

<sup>7</sup> 有高（1936）。本書で彼は周口店の古人骨（シナントロプス・ペキネンシス）、旧石器文化と新石器文化、モヘンジョ・ダロ遺蹟、殷墟の「龜甲獸骨文字」、古代滿洲の文化、樂浪郡の遺蹟遺物について解説している（第三章）。甲骨文字の発見は1903年（王国維）、殷墟発掘が始まるのは1928年、北京原人の発見は1927年である。



次に、当時の東洋史教科書について見ておこう。まずは前稿に続いて晋と五胡十六国の記述を取り上げる（表Ⅱ・18）<sup>8</sup>。

「昭和6年要目」では、晋と五胡十六国は、要目から削除されている。しかし、羽田亨は「五胡十六国」の語は使用しないものの「八王の乱」や「淝水の戦」等まで記述している。有高巖の場合は上で紹介した主張通りに本文は簡略化されているが、「細字」の記述部分（斜体で表示）もあわせるとほぼ羽田亨と同様となり、両者ともに、今日より詳細な記述となっている。

「昭和12年要目」でも同様に要目としては削除されているが、最も簡略な記述を行っている山下寅次の場合、「十六国」については省略し、「五胡」は地図で、晋は本文で記述している。これに対し同時期の太谷勝眞は、晋にも五胡十六国にも頁を割いている。ちなみに、羽田亨、有高巖が昭和12年に出版した教科書でも、晋と五胡十六国の記述は殆ど変えていない<sup>9</sup>。また、表の教科書欄で見られるように、どの教科書も、「五胡十六国」などといった独立した章は設けなくて、他の諸王朝なども含む章の一部に組み込んで記述している。このことは、要目上で

表Ⅱ・18 晋・五胡十六国時代の記述（2）

	昭和6年要目；「晋 羽田亨『改訂中等 東洋史』昭和9	五胡十六国」ナシ 有高巖『最新中等 東洋史甲要目用』 昭和9	昭和12年要目；「晋 山下寅次『新制中 學東洋史』昭和12	五胡十六国」ナシ 太谷勝眞『新修中 等東洋史』昭和14	国定教科書 文部省 『中等歴史一』 昭和19	現代の教科書 山川出版社『詳説世 界史B』平成29 第1部 第三章 内陸 アジア世界・東ア ジア世界の形成 2. 北方民族の活動 と中国の分裂
教科書	第九章 三國	中古史 第五章「三 國 晋 南北朝」	(中古史) 第四章 三國 兩晋 南北 朝時代	第八章 兩晋 三國	二 アジア諸民族の 交渉 (二) 北方民族の活 動と南方各地	アジア世界・東ア ジア世界の形成 2. 北方民族の活動 と中国の分裂
晋	西晋；司馬炎(武帝) 惠帝、懷帝、愍帝 東晋；元帝(司馬睿 ←司馬懿)	西晋；司馬炎(武帝) 東晋；元帝	西晋；司馬炎(武帝) 東晋；元帝	西晋；武帝、惠帝 東晋；司馬睿	西晋；「權臣司馬氏」 東晋；「晋の一族」	東晋；司馬炎(武帝) 西晋；司馬睿
五胡十六国	五胡；本文で匈奴・羯・鮮卑・氐・羌を記述 「五胡十六国」の語ナシ	五胡； <i>細書</i> で匈奴・羯・鮮卑・氐・羌を記述 地図；「五胡雜居圖(西晋時代)」「五胡十六国の時代の語のみ」	五胡 ← 地図；五胡侵入分布圖に五胡の名称記入 「五胡十六国」の語ナシ	五胡；本文に記載 地図；五胡侵入の圖「五胡十六国」アリ 五胡の英傑；前秦王苻賢、東晋と前秦との対立要圖 劉裕の篡奪；宋建国後魏；鮮卑拓跋氏、太武帝、江北統一→南北朝時代	五胡；「滿・蒙古・西藏等の諸民族」とのみ 五胡十六国の稱；西藏族の前秦のみ	五胡；註で、匈奴・羯・鮮卑、氐、羌を記述(五胡十六国時代の政治史記述は7行のみ) 「五胡十六国」の語のみで国の稱ナシ 北魏(鮮卑、拓跋氏太武帝華北を統一)劉裕の篡奪(宋)により東晋滅亡→南北朝時代
人名	孫權、孫皓(呉)漢；劉淵、劉總 前秦；普賢	前秦、苻堅		漢；劉淵、建国		
地名	建康、平陽、建康、淝水	洛陽、建康、淝水		洛陽、建康、淝水	洛陽、建康、淝水	洛陽、建康、平城
事件	八王の亂 淝水の戦、普賢	淝水の戦(細書で)前秦の苻堅←東晋の謝安、謝玄		八王の亂(王名ナシ)淝水の戦；東晋、謝安	西晋；「諸王の争ひ」前秦「淝水の一戦で大敗」	「八王の乱」の語のみで王名ナシ
文化	清談 ※文化；第十章 南北朝とその文化	「魏・晋・南北朝時代の世態」のほか、「清談の流行」や、仏教、道教、学問など文化・社会を記述	南北朝時代の文化と思想は詳述	清談	道家の説 清談	※「社会構造の変化」、「魏晋南北朝の文化」の項目を立てて魏晋南北朝期の社会・文化を詳述

※有高巖『最新中等東洋史』の場合、本文以外の細字で記述されている部分の事項は斜体で示した。

<sup>8</sup> 表は、比較の意味もあり、後述するアジア・太平洋戦争末期の国定教科書までも含めて作成した(表Ⅱ・19も同様)。

<sup>9</sup> 羽田(1937)は、図「函谷關の景」の位置に移動があるので、全く同一の文章が置かれている。

有高巖(1937)は、同教科書の昭和9年版に対し、「歓迎され」を「喜ばれ」とするなどといった字句の修正がいくつかあるほか、表Ⅱ・18の記載事項に関しては、人名のうち「淝水の戦」で記述していた謝安と謝案を削除しただけで、他は全て同じ内容となっている。そしてその記述は、本書の修正第4版である昭和16年版でも、そのまま繰り返されている。

なお、国定教科書(『中等歴史一』)の場合は、「中學校教科教授及修練指導要目」(昭和18)に「三國・晋・南北朝」という要目があり、「晋」のみは復活している。

は抹消されたとしても、教科書の著者たちが、伝統的中国王朝史で記述されてきた時代と王朝を可能な限り残そうとして努力したということを示している。またこれらは検定をパスしているのだから、文部省もそこまでなお著者の自由を認めていたことになる。

羽田亨と有高巖の両教科書と「明治 44 年要目」に対応した前時代の諸教科書とを比較すると、羽田亨の場合、前稿で採録した教科書の多くが十六国の国名を挙げているのに対しこれを省略している点は相違している。だが、八王の乱や淝水の戦い（前秦の普賢）などに触れたり、また西晋に対する劉淵などの記述などは、それらと共通している。有高巖の場合、十六国の国名は省略しているが、また「細字」によってはあるが、淝水の戦とこれに関係する人名を含め政治史に 1 頁強を割いて述べており、全体として羽田亨と殆ど変わらないとも言える。さらに「昭和 12 年要目」の時代を見ても、山下寅次のように簡略化を進めた例があるものの、大谷勝眞は羽田亨よりむしろ詳しい。こうしたことから、少なくとも中国史では、「昭和 6 年要目」、「昭和 12 年要目」の時代になってもなお、政治史中心でしかもかなり詳細に記述する伝統が続いていたとすることが出来よう。

一方、有高巖の場合、新しい要素がいくつか登場していることに注目したい。一つは「魏・晋・南北朝時代」を一つの時代として当時の「世態」や文化を記述していること、他は、社会経済史的記述である。実は、この表にある事項に関しては、彼が「昭和 6 年要目」の批判で主張した社会経済史的記述は、江南の開発の指摘くらいしか見られない。だが、例えば唐代の記述では、「経済及び社会」の小項目が設けられて説明されている。また、有高巖の教科書の「淝水の戦」を「八王の乱」にかえて政治史を簡明化すると、現代の教科書（木村靖二他 2017）と近い内容になる。もちろん詳しさの度合いなどは、かなり相違している。だが両者を比較するとほぼ同じ要素が出揃っているとも言えるし、しかも社会経済史的記述は、この後、彼を嚆矢として次第に増加していくのである<sup>10</sup>。また、後述する考古学に基づく記述も有高の新しい側面だが、この点も含めて、有高の『最新中等東洋史』を以て、今日への流れの出発点となる記述がこの時代に現れてきたと指摘することはできるであろう。

**表Ⅱ・18** から言えることをまとめておこう。有高巖のように今日に繋がる内容を持つ記述が現れているとしても、「東洋史」成立期に於ける桑原隲蔵や那珂通世の教科書に比べて全体的に見て遙かに簡略化されるに至ったにしても、さらに山下寅次や国定教科書『中等歴史一』のような例もあるにしても、第二次世界大戦末までの東洋史教科書は、五胡十六国の記述が示しているようになおかなり詳細な政治史中心の中国史を記述し続けたのである。

#### 「昭和6年要目」と西洋史教科書

「明治 44 年要目」と甲案とを比較すると、西洋史の要目数も 40 から 22 に半減している。だが東洋史と違い、その半減はこれまでの諸要目を大きくとりまとめて表現したことを主因と

<sup>10</sup>「社会経済史的事項の増加は、有高巖博士の教科書を以て嚆矢とするといつてよい。…これより各教科書に社会経済史的事項が盛られるようになったことは事実である」（鎌田、1943：74）。

するものである<sup>11</sup>。西洋史に配分された時間からいっても通年週2時間と第一学期週2時間から第一学期週1時間分を削減されただけであるから、簡略化は求められても、教科書の編成を大幅に変えなければならないものでもなかったといえよう。

この期の教科書が実際に行っている西洋史記述については、まずは前稿に続いて用語（訳語）に関する調査をまとめておきたい（表Ⅱ・19）。

全体的に見て、「明治44年要目」の時代の諸教科書に比べると、この時代には古代、中世の記述を中心に簡略化が進められた。ギリシア、ローマ時代の記述では、アテネ、スパルタの政治組織については触れているものが殆ど無くなり、また、ローマの政治組織についても、亀井高孝と齋藤清太郎が多少触れているのみで、他は具体的な官職名を省いている。国定教科書な

表Ⅱ・19 戦前期の代表的西洋史教科書における用語の変遷（3）

教科書	「中学校教授要目」(昭和6)				「中学校教授要目」(昭和12)			国定教科書	現代教科書
	三省堂『新定西洋史』昭和7	亀井高孝『新制中等西洋史』昭和8	大類伸『新制中等西洋史』昭和8	齋藤清太郎『新修中等西洋史』昭和13	村川堅固『西洋史教程』昭和13及18	新見吉治『新制中學西洋史』昭和18	文部省『中等歴史』昭和19	山川出版社『世界史B』平成29	
アテネ	アルコン民評議会 僭主	執政 僭主		執政官 民會 僭主		執政官	「政治が公議によって決せられた」という記述のみ	「民主政ボリス」 民會 僭主	
スパルタ	エフォロイ長老会 民會 スパルタ教育	「スパルタの風俗」 軍國主義	「厳格な教育」 元老院	元老院 元老會・元老院	「國家主義教育」	元老院	「リクルグスの憲法」	「貴族政ボリス」 「リクルグスの制」	
ローマ	元老院執政官 独裁官 護民官 平民會 閥族派・平民派	元老院統領 獨裁官 護民官 (富者と貧民) 富家黨 閥族黨と平民黨	元老院 護民官 「富者と貧者の對立」	元老院頭領官 チクタトル(總統) 閥族と自作農	元老會・元老院 閥族黨・平民黨	元老院 護民官 「富豪と貧民の對立」	新興の富豪・平民黨	元老院 コンスル(執政官) 独裁官(ティクタトル) 護民官 平民會 閥族派・平民派	
	ゲルマン人の移動	ゲルマニヤ民族大移動	ゲルマン諸族の大移動	ゲルマン民族の大移動	ゲルマニア民族の移住	ゲルマニア民族の大移動	ゲルマン民族の移動	ゲルマン人の大移動	
	贖宥状	贖宥のための寄附金	贖宥	罪障消滅符(免罪符)	免罪符	罪障消滅札	贖宥符	贖宥状(免罪符)	
イギリス史	王權神授説 ピューリタン革命 護国卿 王政復古 名譽革命	王權神授説 第一革命 統監 「王政を恢復」 第二革命(名譽革命)	帝王神權説 「内亂」 共和政治の「長官」 王政復古 名譽革命(第二革命)	帝王神權説 「内亂」 「共和政府の長官」 王政復古 名譽革命(第二革命)	王權神授主義 「内亂」 統監 「王政の復舊」 名譽革命	王權神授説 第一革命 「共和政府の長官」 第二革命、又は名譽革命	神權説 第一革命 プロテクトル 「共和政府の長官」 「王政の復興」 名譽革命、又は無血革命 「王政の復興」	王權神授説 ピューリタン革命 護国卿 王政復古 名譽革命	
	啓蒙主義	革新文學	啓蒙思想	啓蒙思想・革新文學	革新文學	啓蒙主義	啓蒙思想、革新文學	啓蒙思想	
フランス革命	三部會 国民議會 立法議會 国民公會 恐怖政治 總裁政府 統領政府	三部會 國民議會 立法議會 國民公會 強嚇政治 都督政治 執政政治	三部會 國民議會 立法議會 國民公會 恐怖政治 都督政治 統領政治	全級會議 國民議會 國民集會 恐嚇政治 督政官政治 執政官政治	三部會 國民議會 立法議會 國民公會 恐怖政治 總裁政府 執政(政府)	三部會 「國會」 國民議會 立法議會 國民公會 「國會」 強嚇政治 總裁政府 統領政府	三部會 國民議會 立法議會 國民公會 都督政府 統領(政府)	三部會 國民議會 立法議會 國民公會 恐怖政治 總裁政府 統領政府	

※ 「」は、「専門用語」は使用せず、一般的表現で記述している例

<sup>11</sup> 例えば「諸國家ノ興隆ト植民地經營」という要目について見ると、「明治44年要目」ではここに「三十年戰役／ルイ十四世／英吉利ノ革命／西班牙繼承ノ役／南洋及東洋ニ於ケル葡萄牙ノ西班牙ノ和蘭ノ英吉利ノペートル大帝、北方戰爭／フレデリック大王、奧地利繼承ノ役、七年戰役／波蘭ノ分割、西比利亞ノ拓殖／植民地ニ於ケル英ノ佛人ノ衝突」の9要目が並んでいた。これら9要目は既に以前からの定番の事項となっていたから、「諸國家ノ興隆ト植民地經營」という要目にまとめたとしてよい。

どは、いずれについても全く記載していない。しかし近世史以後になると、どの教科書も「明治 44 年要目」時代の教科書に近い記述となり、そこで使用される用語も、殆ど変わりが無い。こうしたことから、戦前に於ける西洋史関係の用語は「明治 44 年要目」の時代までにほぼ固まり、国定教科書は別としてその多くが戦後に引き継がれたとすることが出来るだろう。逆に言えば、少なくとも政治史、とりわけ革命の過程等の具体的記述に関しては、今日のその原形がこの時期にほぼ整ったということである。

さて、「近世歐洲諸國ノ隆盛ト其ノ國民性」における「其ノ國民性」という事項は「昭和 6 年要目」で初めて登場した、ファシズム期に特有の規定であった。この規定は、もちろん、歴史教育の根本目的である「國民道徳ノ養成ニ意ヲ用ヒ我ガ建國ノ本義ト國體ノ尊嚴ナル所以トヲ會得セシメ忠孝ノ大義ヲ明ニシ其ノ信念ヲ鞏固ナラシメンコト」を目指していたはずである。それでは、諸教科書ではどのような記述が行われたのであろうか。実はこの規定に対する各教科書の対応にはばらつきが見られるのだが、以下では三点の教科書を取り上げ、ドイツ人に関する記述と日本の国体に関する言及とを見ながら、その対応について考えてみたい。

まず新見吉治の教科書を、「昭和 6 年要目」が掲げた規定に最も積極的に応じようとした例として挙げる事が出来る。彼はドイツ人に関して 3 頁半も費やして論じているのだが、最初に、彼等は「選民觀」を有しているとして「ドイツ人は質實剛健で尚武の氣象に富み、また非常に民族的精神が盛んで、自負の強い國民である」と言う。「國家主義の精神」が盛んで「國民公共のために盡くすといふ精神が極めて篤い」と評価し、「ドイツ人は非常に學究的」でありこれが發揮されて「物質文明の發達と工業界の發達」を達成した。ナポレオン時代の軍制改革以後、尚武の氣象が社会全体に浸透して「全く軍國民と化してしまつた」とする一方、「ドイツの長所は教育の普及」であり「國民の義務教育八年の効果は全ての方面に現れて、ドイツ文化の優越はドイツ人の大なる誇となるに至つた」としている。「加ふるに、ドイツ國民は粘ばり強い性質をもつているので、學問の研究にせよ、事業の經營にせよ、當初の目的を貫徹せねばやまぬ氣象がある。又婦女子も良妻を理想として節約の美風をもつてゐる」（新見 1934：188-191）。そして教科書最後に置かれた「我が國民の覚悟」では、「我が國民の家族共存共榮の精神は、精華なる國體に基づいた國民精神であつて、これあるがために、從來我が國民は國際關係に於て、信義を守る事世界何れの國よりも優れてゐた。この國民精神を發揮し、以て世界各國を指導することは、これ吾人の重大なる責任でなければならぬ。それと同時に科學の研究に於ても、歐米人を指導する地位に立たんことを心がけなければならぬ」と結ばれている（本書はフランス、イギリスについても大変詳細に國民性を論じている）。

次に、中間的位置を占めるのが村川堅固の教科書である。本書の國民性の記述は、注記の形で、「ドイツ人はフランス人に比すれば寧ろ鈍重なり。然れども勤勉にして深く事物を研究し、目的に執着して困苦を忍ぶは、彼等の長所なり。ドイツの政治的統一の達成も又其の學術の進歩も、又之に伴ふ工業の發達も、皆此の國民性に由る所多し」（村川 1933：185）と記述されている。日本の使命については、教科書末尾で、「日本は白人以外、唯一無二の世界的強國にして、冠絶せる國體を有し、然も東西文化の融合に最も適當なる地位に在り。従つて物質文明

の弊害に苦しめる西洋諸民族に對し、東洋古來の精神文明の精華を提供し、彼等の偏見を去り、我執を除き、有色と白色とを問わず、世界の人類をして、共存共榮の福を享くるに至らしむるは、正に我が國民の使命たりとす。滿州事變後の我が國は、この大使命遂行の第一歩を踏み出したるものにして、世界史は滿州事變を以て劃期的轉換をなせるものと謂ふべし。… 我が國が國際競争の中に立ち、世界的排日を受けながら、能く大國の實を擧げて、世界に新文化の範を示し、被抑壓民族を救ひて、人類福祉の増進に貢獻するは、決して容易の業には非ず。我が國民は深く思を世界の趨勢に致し、無益なる内部の鬭争反目をやめ、全國民の總親和、總努力によりて、國力の充實を圖らざるべからず」と述べている。本書はアメリカ、イギリス、フランスの国民性についても述べ、結論部分では日本について「冠絶せる國體」を指摘しており、こうした点では、新要目に対応していると言える。だが国民性については全て註の形で記され、その記述も上のようにいたって簡単である。「國體」についても詳しく論じていないし、ましてそれとドイツ等の国民性と対比するなり関連づけるなりした議論なども見られないのである<sup>12</sup>。

最後に、消極的対応の例として亀井高孝の例を見ておこう。「ドイツは歐洲大陸の中央に位して列國間の交戦地となり易く、又その為長い間封建的分裂を重ねて統一を妨げられたので地方的感情強く、それがため國內各地に文化の中心が並存して互いに競ふのみならず、國民は學藝思想に深い體驗を具へてゐるから、その勤勉質実の性と相俟つて、最近ドイツ文化の大隆昌を來した。しかしやゝ鈍重で融通性を缺いてゐるため、國際生活に於いて不利を招き易い」（亀井1933：155）とある。また、本書は英・独・仏のほかロシアについても触れてはいるのだが、国民性については余り深入りしようとしな。そして本書を「消極的な例」としたのは特に末尾の以下の文章に由っているのだが、そこでは、「我國は日清日露兩戰役に捷ち、大戰後は世界の一等國となつて極東平和の為に盡瘁しつゝあるにかゝはらず、我國の急速なる發展の故に、列國から猜疑され警戒されてゐる。その上國體的に全く相容れざる勞農ロシヤ、我勢力を挫かんとする米國並に支那を控へてゐる我國は現下國際政局上實に多難の秋であり、しかも國內では思想上經濟上の危險に臨んでゐる。我等はこれら謂れなき疑惑を解くと共に、上下一致協力して我國民の正當なる生存權を主張し、我維新を中外に宣揚することは現時最も緊要なる急務である」と述べている。見られるように、ここには「國體」という語はあるものの、日本の「國體」の贊美などは一切記述されていないのである。

以上、三名の教科書を見てきた。各国の国民性の記述は、どの教科書でも、各々の国の国体

<sup>12</sup> 瀬川（1934）、齋藤（1935）、時野谷（1934）の三編は、註ではなく本文で述べている点は異なるものの、村川堅固と同様なことが指摘できる。

一例として瀬川（1934：185）の場合、記述されることが少ないイタリア人についても記述して、下のように述べている。

國民は強健活發で情熱的であるが、瞑想的ではない。従つてイギリス人のやうに冷静沈着でなく、又ドイツ人のやうに堅忍不抜でもない。彼等は偉人指導の下に奮勵努力して、現世に於て幸福生活を享けようと希望している。

このように、一応は「国民性」について触れてはいる。だがこの記述で、イタリア・ルネサンスを含めたイタリア史の説明ができるのだろうか。さらに「西洋文化ノ性質及發達」について「國民性ニ就キ其ノ由来ヲ知ラシメ」ることが出来るであろうか。まして、そこから進んで日本の国体の特質の説明につなげることができるのであろうか。



との関係で論じられているわけではない。また新見吉治の場合はドイツの国民性の賛美に近いとも言え、むしろ生徒に「誤解」を与えかねないようにも思われる。「其ノ我が國ト異ナル所以ヲ明ニ」することや、ましてそれを批判して日本の国民性や「國體」の称揚につなげることなどは行われていない。三名の国民性の記述はどちらかと言えば他の記述からは浮いており、いい放しで、どれもその記述とつなげて「國民精神ヲ涵養スル」ことにまで配慮されているようには見えない。それどころか、村川堅固や亀井高孝の場合は、国民性について語ること自体に対するためらいすら感じさせるところがある。

こうしたばらつきが生じた原因は、「昭和 6 年要目」が開始した、西洋史との新たな関係に求められるであろう。東洋史の場合は、「明治 44 年要目」以後、時の政策との関係の深さから、東洋史が提起された当時の本来の姿から既に変容してきていた。この点は、今回もますます強まっている。一方、この間、西洋史も影響を受けなかったわけではない。だが西洋史の場合、簡略化や日本史中心化が進んできたとはいえ、これまでは、なお日本が進むべき道のモデルとしての西欧の歴史という、明治初期以来の性格の名残も留めてきた。しかし、「昭和 6 年要目」が西洋史教科書に西欧諸国に於ける国民性の記述を求めたことは、これまでとは次元の異なる状況が始まったことを意味する。即ちファシズム期に入り、皇国史観に基づく国史中心の流れが、「昭和 6 年要目」を通じて直接西洋史にも及んだのである。西欧諸国の国民性の記述に見られた上のようなばらつきは、この新しい事態に対する認識がまだ教科書執筆者個々人によって相違していることに起因していると考えてよいのではなかろうか。また現実に著者による相違が検定で認められていることから、例えささやかだったとしても、著者による相違が生まれるだけの自由がまだ残されていたとも言えるであろう。だが、大戦期に入ると、そうしたささやかな領域にすら、皇国史観が踏み込んでくることになる。

## 参考文献

- 有高巖（1932）「中等科東洋史教授事項の根本的改善に關する私見」『歴史教育』7-5、昭和 7 年 8 月号。
- 有高巖（1934）『最新中等東洋史』開成館（昭和 9）。
- 有高巖（1936）『東洋史教育の革新』刀江書院（昭和 11）。
- 有高巖（1937）『最新中等東洋史』開成館（昭和 12）。
- 大谷勝眞（1939）『新修 中等東洋史』明治書院（昭和 14）。
- 岡崎勝世（2018）「日本における世界史教育の歴史（Ⅱ-1）—三分科制の時代 1.—」『埼玉大学紀要（教養学部）』第 53 巻第 2 号
- 鎌田重雄（1953）「近代 — 昭和の歴史教育、特に中等学校歴史科教授要目を中心として」大塚史学会編『歴史教育講座 歴史教育の実際』巻二（昭和 28）。
- 亀井高孝（1933）『新制中等西洋史』岩波書店（昭和 8）。
- 木村靖二他（2017）『詳説世界史 B』山川出版社（平成 29）。



齋藤清太郎（1935）『改訂中等西洋史』明治書院（昭和10）。

瀬川秀雄（1934）『中等西洋歴史』富山房（昭和9）。

時野谷常三郎（1934）『新編中等西洋史』三省堂（昭和9）。

中川一男（1937）「齋藤斐章先生傳」齋藤先生古稀記念会編『齋藤先生古稀祝賀記念論文集』  
刀江書店（昭和12）。

名倉英三郎（2000）『日本教育史』八千代書房。

奈須恵子（2000）「1931年『中学校教授要目』に関する『東洋史』教育の論議」『立教大学教育  
学科研究年報』43号。

奈須恵子（2001）「1937年『中学校教授要目』に関する『東洋史』教育の論議」『立教大学教育  
学科研究年報』45号。

新見吉治（1934）『新制西洋史』六盟館（昭和9）。

羽田亨（1934）『改訂中等東洋史』富山房（昭和9）。

羽田亨（1937）『中等東洋史』富山房（昭和12）。

村川堅固（1933）『中等西洋歴史（九訂版）』寶文館（昭和8）。

文部省（1944）『中等歴史一』1944（昭和19）

山下寅次（1937）『新制 中學東洋史』六盟館（昭和12）。

山本正身（2014）『日本教育史』慶應義塾大学出版会。